

小規模保育事業 心の森 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所等の概要

(ア) 事業所の種別	小規模保育事業
(イ) 運営法人の名称	社会福祉法人 みかり会
(ウ) 事業所の名称	小規模保育事業 心の森
(エ) 事業所の所在地	神戸市垂水区東舞子町 10-1-303
(オ) 事業所の電話番号、FAX番号	078-781-0030 FAX078-781-0040
(カ) 事業所の責任者	管理者 入江 由衣
(キ) 認可予定日	令和4年4月1日
(ク) 確認予定日	令和4年4月1日

2 保育等の内容、事業所の詳細

- | | |
|-----------------|---------------|
| (ア) 事業所の開所時間 | 午前 7 時～午後 7 時 |
| (イ) 事業所の利用定員 | 12人 |
| (ウ) 保育の理念、方針、目標 | |
- ① 保育の理念
 - 『人としての素地を培う』
 - ② 保育の方針
 - 『養護の方針～アットホームな“昼間の家庭”』
 - 『保育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』
 - ③ 保育の目標
 - 1. 養護の目標
 - (1) 昼間の家庭をめざす
 - (2) 保護者との共育
 - 2. 保育の目標
 - (1) 創造力を培う
 - (2) 論理的思考力を培う
 - (3) 人らしく生きる素地を培う
 - (4) 関わる力を培う
 - (5) 自立性を高める

* 尚、詳細については「教育・保育のしおり」をご参照ください。

(エ) 保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定地域型保育を提供します。

(オ) 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

(カ) 食事の提供

- ① 食事は連携施設の調理室で調理を行い、搬入し提供します。
- ② 昼食及び午後のおやつを提供します。(乳児についてはこれに加え午前中に提供)

(キ) その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(ク) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(ケ) 保育を提供する時間

- ① 保育標準時間認定
7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- ② 保育短時間認定
8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(コ) 専有面積、屋外遊戯場面積等

- ① 専有面積 面積 58.44 m²
- ② 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - 乳児室・ほふく室 1 室 20.17 m²
 - 保育室・遊戯室 1 室 11.98 m²
- ③ 屋外遊戯場

※代替地：東舞子町公園

3 職員の体制

(ア) 職種別の職員の数

管理者	常 勤	1 人
主任保育士	常 勤	1 人
保育士	常 勤	1 人
	非常勤	5 人

(イ) 職員の勤務形態、労働時間

① 正規職員の勤務時間帯

8:30～17:30、9:00～18:00、10:00～19:00 他

4 連携施設等

(ア)施設名及び事業の種類

1. 幼保連携型認定こども園 心の森（種類：幼保連携型認定こども園）
2. 幼保連携型認定こども園 花の森（種類：幼保連携型認定こども園）

(イ)施設の所在地

1. 神戸市垂水区清水ヶ丘3-1-16
2. 神戸市垂水区名谷町1941-1

(ウ)連携内容

- ①保育に関する相談・助言
- ②合同保育
- ③代替保育の提供
- ④嘱託医による健康診断等の支援
- ⑤食事の提供に関する支援
- ⑥卒園後の受け皿

5 利用料等

(ア)利用者負担額

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

(イ)その他の費用

別紙のとおり徴収を行います。

(ウ)支払方法

口座振替払い 保育料・給食費については当月の27日に、また、延長保育料（月極・日割り）・預かり保育料（月極・日割り）・リース代（月極・日割り）は、翌月27日に翌月の保育料と一緒に引き落としとなります。（金融機関が休みの場合はその翌営業日）

※必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。

※口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。その際は、振替手数料130円をご負担いただきますので、ご了承ください。

6 契約の終了

本利用契約は、下記の事由により終了し、甲は保育の提供を終了し、園児は退園となります。

(ア) 3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園含む）。

(イ) 支給認定保護者が退園を申し出た場合。

(ウ) 利用継続が不可能であると神戸市が認めたとき。

7 契約の解除

下記の事由が発生した場合、甲は乙に対し書面により相当の期間を定めた催告をおこない、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務不履行により解除することができる。

- (ア) 保育料およびその他利用者負担金等を3ヶ月分以上滞納した場合。
- (イ) 当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき。
- (ウ) 職員の依頼や指示に乙がしたがわず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき。
- (エ) 甲が乙に対し甲の保育理念や方針・目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。
- (オ) その他甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

8 健康診断の実施

- (ア) 内科健診

年2回（5月と10月）実施します。

- (イ) 歯科健診

年1回（6月）

- (ウ) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。

結果については、ブレインに記載します。

9 要望・苦情・相談の受付

- (ア) ・相談窓口

担 当 者 主任保育士

責 任 者 管理者

連絡先等 電 話 078-781-0030

- (イ) 第三者委員

雄岡山福祉会 理事

総毛 秀子 （連絡先 電話 090-3032-0939）

南あわじ市社会福祉協議会事務局長

山口 勇樹 （連絡先 電話 090-2192-2344）

10 利用者に対しての保険

- (ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

- (イ) 保険の内容 死亡 3,000万円（半額の場合あり）

障害 44万円～

負傷 療養に要する費用の4/10（但し、5,000円以上のもの）

1.1 非常災害時の対策

- (ア) 避難・消火訓練 月1回実施
- (イ) 災害時の避難場所 東舞子小学校
- (ウ) 災害時の避難経路 別紙（災害時避難経路）のとおり

1.2 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

(ア) 開園時間前の対応

下記の事由が発生した場合、休園となりますので登園しないようにしてください。

①特別警報が発表されているとき。

(イ) 保育時間中の対応

下記の事由が発生した場合、ご連絡をさせていただきますので、早めにお迎えに来てください。

①特別警報が発表されたとき。

②災害の状況により、『引き渡しカード』を活用する場合があります。

③災害の状況により、個別の送迎を依頼する場合があります。

(ウ) 保護者への連絡手段

緊急時は電話・ブレイン を使用してご連絡をします。

(エ) 休園から開園に移行する要件

下記の際に、再度開園をいたします。

①園の対象区域に発令されている特別警報が解除されたとき

②施設内の環境に破損があった場合、修繕や改修を行い、安全と判断したとき

1.3 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。

(イ) 園で撮影した写真の取扱い、電話番号の照会などは、別途、個別に確認させていただきます。

(ウ) 園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS等に投稿することを固くお断りいたします。

(エ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
リース代	午睡に係る費用	月額 1,300 円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

2 延長保育に係る利用者負担

○標準時間外延長

30分延長 … 月極 2,500 円 日割 200 円

1時間延長 … 月極 4,500 円 日割 400 円

○標準時間内延長

神戸市保育標準時間内延長保育の利用料（月額）に準ずる

別紙

災害時避難経路について

小規模保育事業心の森→神戸市立東舞子小学校

